

# 日本口腔感染症学会

## 院内感染予防対策認定歯科衛生士制度規則

平成18年11月11日施行

平成23年5月21日改訂

### 第1章 総則

第1条 この制度は、院内感染予防対策の知識と実践に優れた歯科衛生士を育成することにより、患者と医療従事者の健康と福祉に貢献するとともに社会に信頼される安全な医療の提供に寄与することを目的とする。

第2条 前条の目的を達するために、日本口腔感染症学会（以下、本学会）は院内感染予防対策認定制度委員会（以下、認定委員会）を置き、院内感染予防対策認定歯科衛生士（以下、認定歯科衛生士）を認定する。

### 第2章 認定委員会

第3条 認定委員会は、本制度第1条に掲げる目的を達成するために、認定歯科衛生士の認定、資格の更新ならびにこれに関連する必要な事項を審議し所管する。

第4条 認定委員会は本学会理事長が委嘱する若干名で構成する。

第5条 認定委員会の任期は3年とし、再任を妨げない。

第6条 認定委員会では委員の互選により、委員長ならびに副委員長を選出する。委員長は委員会を所掌し、本制度の円滑な運営を図る。

第7条 認定委員会は、本制度の維持と運営のため、その下に必要な小委員会を置くことができる。

第8条 認定委員会は、委員長が必要に応じて随時開催できる。

第9条 認定委員会は、委員の出席者をもって成立する。

2 議事は、委員長を除く出席委員の3分の2以上で議決する。ただし、可否同数の場合は委員長が決する。

第10条 委員長および副委員長は、理事長が理事会の議を経て委嘱する。また、委員長の判断でオブザーバーを置くことができる。

### 第3章 認定歯科衛生士の認定を受ける者の資格

第11条 認定歯科衛生士を申請する者は次の各号の条件を満たすことを要する。

1. 申請時に日本口腔感染症学会会員であること。
2. 歯科衛生士歴が5年以上であること。
3. 過去5年間に日本口腔感染症学会総会ならびに日本口腔感染症学会主催の研修会やセミナーに3回以上参加していること。
4. 感染予防対策、感染症、化学療法、薬物療法等に関して、学会や研究会で発表、講演を行っていること。あるいは医学関連雑誌等に総説、論文等が掲載されたことがある。
5. 大学、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科衛生士・歯科技工士・看護師等の養成機関、各種研修会・研究会等で、感染症や院内感染予防対策関連の講義、講演を行ったことがある。
6. 本学会以外の感染症、化学療法、薬物療法等に関連する学会や研究会、また大学、厚生労働省、

歯科医師会、歯科衛生士会等の感染症関連の研修会に参加していること。

7. 臨床に携わる歯科衛生士はスタンダードプリコーションを理解し、診療を行っていること。

8. 院内感染予防対策に関するマニュアルが整備されていること。

付記：申請を行なう者のうち、

1. 臨床に携わる歯科衛生士は、規則第11条第1、2、3、7、8号のすべての項目を満たしていること。  
また、第4、5、6号のいずれかで過去5年間に合わせて5回以上の実績があること。

但し、第3号の実績は第6号にその回数を含むことができ、第4、5号の実績があればその回数分第6号を免除する。

2. 研究機関、教職、行政に所属する者は、規則第11条第1、2、3号のすべての項目を満たしていること。また、第4、5、6号のいずれかで過去5年間に合わせて5回以上の実績があること。

但し、第4または第5号を必須とする。また、第3号の実績は第6号にその回数を含むことができ、第4、5号の実績があればその回数分第6号を免除する。

#### 第4章 認定の方法

第12条 認定を受けようとする者は、次の各号に定める申請書類に審査料を添えて委員会に提出しなければならない。

1. 認定歯科衛生士申請書（歯科衛生士申請一様式1）
2. 履歴書（様式2）
3. 歯科衛生士免許証（コピー）
4. 業績目録（様式3、4）
5. 院内感染予防対策マニュアル（含 曝露事故発生時のマニュアル）
6. 審査料の振込領収証（コピー）

2 委員会が必要に応じてその他の資料等の提出を求めることができる。

第13条 委員会は、毎年2回（5月、11月）、申請書類を総合的に評価および審査を行い、適否は出席委員の3分の2以上の賛成により判定し、理事会の議を経て院内感染予防対策認定歯科衛生士として認定する。

第14条 審査に合格し、登録手続きを完了した者は、認定歯科衛生士として登録され、認定証が交付されるとともに本学会誌（JOID）およびホームページ上に掲載される。

#### 第5章 認定資格の更新

第15条 認定歯科衛生士は、5年毎にその資格を更新する審査を受けなければならない。

第16条 更新には、規則第11条に定める認定資格を満たす研修実績を修めなければならない。

第17条 資格の更新を申請する者は、次の各号に定める申請書類に資格更新手数料を添えて委員会に提出しなければならない。

1. 認定歯科衛生士更新申請書（歯科衛生士更新一様式1）
2. 履歴書（様式2）
3. 業績目録（様式3、4）

4. 院内感染予防対策マニュアル（含 曝露事故発生時のマニュアル）
5. 手数料の振込領収証（コピー）

第18条 資格更新の審査は、委員会が要件を満たした申請者について申請書類により行う。合否の判定は規則第13条の規定に準じる。但し、認定期間中に70歳を越えた場合は、規則第11条第1、3、7号に規定する認定資格の項目を満たせば認定歯科衛生士の資格更新ができるものとする。その場合、審査料および登録料は免除される。

## 第6章 認定資格の喪失

第19条 院内感染予防対策認定歯科衛生士は、次の事由により委員会の議を経て、その資格を喪失する。

1. 正当な理由を付して自ら認定歯科衛生士の資格を辞退したとき
  2. 所定の期日までに認定歯科衛生士の資格更新を行わなかったとき
  3. 本学会会員の資格を喪失したとき
  4. 歯科衛生士の資格を喪失したとき
  5. 申請書類に虚偽が認められたとき
  6. 認定歯科衛生士としてふさわしくない行為があったと認められるとき
2. 前項第5、6号に該当する場合にはその会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第7章 補則

第20条 この規則の改廃は、理事会および評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。

第21条 この規則は、平成18年11月1日から施行する。

第22条 本制度の発足年度を含めて3年間は、経過措置として別に定める規定により認定歯科衛生士の認定を実施する。

## 院内感染予防対策認定歯科衛生士制度施行細則

平成18年11月11日施行

第1条 本学会院内感染予防対策認定歯科衛生士制度の施行にあたり、同規則に定められた以外の事項については、次の規定による。

第2条 規則第11条第3、4、5、6号に規定する認定歯科衛生士申請に必要な業績目録については、以下の必要資料を添付すること。

1. 日本口腔感染症学会総会ならびに日本口腔感染症学会主催の研修会やカンファレンスに参加したことを証明する書類を添付すること。(学術集会ではネームカード、カンファレンスでは修了証書、または各参加費の領収証のコピー)
2. 感染予防対策、感染症、化学療法、薬物療法等に関する学会や研究会における発表、あるいは講演の一覧表とそれを証明する書類を添付すること。証明する書類とは、学術集会のプログラム表紙および申請者名が記載されている頁のコピー(座長、特別講演や教育講演の講師、シンポジスト、パネリスト、筆頭演者に限らない)。また、歯学・医学関連雑誌(歯科医師会関連刊行物、歯科衛生士関連刊行物、歯科技工士関連刊行物、商業雑誌を含む)への論文等の掲載を証明する書類を添付すること。証明する書類とは、掲載誌名、表題、申請者名、が記載されている頁のコピーまたは別刷り(筆頭著者に限らない)。
3. 大学、歯科医師会、歯科衛生士会、歯科衛生士・歯科技工士・看護師等の養成機関、各種研修会・研究会等で行った感染予防対策、感染症、化学療法、薬物療法等に関する講義や講演の一覧表とそれを証明する書類を添付すること。証明する書類とは申請者名が記載されている講義予定表、プログラム、抄録等の表紙のコピー。
4. 感染予防対策、感染症、化学療法、薬物療法等に関連する本学会以外の学会や研究会、また大学、厚生労働省、歯科医師会、歯科衛生士会等の感染症関連の研修会に参加したことを証明する書類を添付すること。証明する書類とは、ネームカード、修了証書、プログラムや抄録の必要頁や参加費の領収証等のコピー。

第3条 規則第11条第7号に規定する「スタンダードプリコーション」についてその意味を十分に理解し、実践していること。(添付資料-1)

第4条 規則第22条に記載されている経過措置は、認定歯科衛生士制度発足年度を含めて3年間(平成18～20年度)に認定歯科衛生士申請を行う者は、規則第11条第4、5、6号に規定する業績目録に過去10年間の実績を充当することができる。

第5条 規則第12条、14条、第17条および第18条に規定する認定歯科衛生士申請、認定歯科衛生士更新、ならびに登録手続きは、各申請書に手数料を添えて所定の期日までに認定委員会へ提出すること。

1. 認定歯科衛生士審査料 5,000 円
2. 登録料 10,000 円
3. 認定歯科衛生士資格の更新手数料 10,000 円
4. 認定証の再交付手数料 5,000 円

#### 第6条 認定歯科衛生士の申請期日と申請書類の提出先

規則第12条、17条に規定する認定歯科衛生士申請書類（更新の場合は更新申請書類）を日本口腔感染症学会事務局まで送付すること。提出期限は毎年3月と9月の末日とし、期日を過ぎた申請に関しては次期の委員会で審査を行うものとする。

提出先：日本口腔感染症学会 院内感染予防対策認定制度委員会

〒663-8501 西宮市武庫川町1-1 兵庫医科大学 歯科口腔外科学講座内

TEL：0798-45-6677 FAX 番号：0798-45-6679

審査料、登録料および手数料の振込先：

名義：一般社団法人 日本口腔感染症学会

三井住友銀行 西宮支店

普通預金 8702666（振込手数料は申請者負担です）

提出期間：毎年3月1日～3月31日、9月1日～9月30日

## 添付資料一 1 (院内感染予防対策認定歯科衛生士制度施行細則)

院内感染予防対策についてスタンダードプリコーションを理解し、原則として以下の項目を実践していること。

1. 適切な防御を行っていること。

(1) 目、口、鼻等の防護：

- ① 処置に合わせてフェースガード(マスク、シールド付きマスク、ゴーグル等)ならびに帽子、ガウンを使用していること。
- ② 器械・器具の洗浄時にマスク、グローブ、ガウンやビニールエプロンを使用し、目の防御を行っていること。

(2) 手洗いとグローブの交換：

- ① 作業に応じて常に手洗いにより手指の衛生につとめること。
- ② 患者毎にグローブを交換すること。また、グローブの着用前と外した後に手指の衛生を実施していること。
- ③ グローブのままカルテ、ボールペン、診察券、電話機、パソコン等診療に直接関係しないものに触れないこと。

2. 注射針のリキャップは行わないこと。リキャップが必要な時には両手を 使わないようにするなど、針刺し事故を回避する方法を行っていること。

3. 診療ユニットの薬液清拭やバリア(ラッピング)テクニックの方法を理解し、適切に施行していること。

4. 手術器械、タービンヘッド、マイクロモーター、リーマ、ファイル、バー、ハンドスケーラー、超音波スケーラーのチップ、吸引チップ等の各器械・器具に対して適切な消毒・滅菌を行っていること。また、それらを患者ごとに交換していること。

5. 医療廃棄物の適切な処理：使用済みメス刃、注射針、破折リーマ、ファイル、バー、矯正バンド等の鋭利な器械・器具を廃棄用専用容器により適切に廃棄していること。

6. 技工士(所)と連携し、印象物、模型、技工物等を適切に処理していること。

7. B型肝炎ウイルス抗体価の確認と、必要に応じてB型肝炎ウイルスのワクチン接種を行なっていることを推奨する。

